

熊本県告示第215号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成16年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

診療科目	医師氏名	指定年日	医療機関及びその所在地
神経内科	下園 孝治	平成16年3月5日	済生会みすみ病院 宇土郡三角町波多775-1

熊本県告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市田野町字杉の上3078の1、3078の2、3078の6、3078の7、3078の9、3078の36、3078の42、3078の50、3078の59、3078の85から3078の173まで、3079の1、字植木の迫3252の1、3252の6から3252の12まで、字萩の尾3268の1、字無田の口3551の1、3551の10から3551の12まで、字宮の谷3565の1、3565の5から3565の14まで、3570、3580の2、3580の3、字西の迫3640の1、3640の8から3640の12まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今富字水汲川内2119の1、2121の1、2121の3、2124の2、2130、2132の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水汲川内2124の2・2132の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第218号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今富字岩迫1986の1、1989の4、字下夕比恵木場2017・2036の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下夕比恵木場2017（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第219号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字石和太郎3520（次の図に示す部分に限る。）、字船倉3551の1、3554・3563（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3570の1、3574（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字船倉3554・3563（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社リニエルサプライ熊本営業所 なごみ苑 熊本市戸島西4-3-1	株式会社リニエルサプライ	平成16年3月8日

熊本県告示第221号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成16年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 起業者の名称 熊本県
- 2 事業の種類 県道小池竜田線改築工事（熊本県熊本市沼山津四丁目地内及び同県同市桜木四丁目地内から同県同市桜木六丁目地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県熊本市桜木六丁目地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 なし
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本県熊本市役所

熊本県告示第222号

平成15年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに平成16年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成16年2月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成16年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子